

ひょうご消費者ネット、適格消費者団体に認定

2008. 5. 28

特定非営利活動法人（NPO法人）ひょうご消費者ネットは、2008年5月28日、内閣総理大臣から消費者契約法13条による適格消費者団体に認定され、同日、岸田文雄消費者行政推進担当大臣から認定証を交付されました。

ひょうご消費者ネットは、2005年12月5日設立、会員は消費者、弁護士・司法書士、学識者、消費者行政関係者などで現在126人。代表は清水巖理事長（九州大学大学院教授）。事業者に対する申入れ活動やシンポジウムの開催などの活動を行っており、2008年2月29日に内閣府に適格消費者団体の認定を申請しました。

適格消費者団体に認定されると、消費者契約法の不当勧誘を行ったり、不当条項を使用している事業者に対して、消費者契約法に基づいて差止めを請求する訴訟（消費者団体訴訟）が起こせるようになります。現在、適格消費者団体は全国で5団体が認定されており、ひょうご消費者ネットは6番目の認定です。

清水巖理事長は「適格消費者団体となったことは、団体結成時からの目標であったのでうれしい。私たちの活動は、市民のみなさんの支援・信頼に基礎をおき、事業者からの信頼と行政機関からの協力を得られることによって成り立っている。『適格消費者団体』としての責任と誇りをもって、自立した消費者として消費者の権利擁護のための活動を続けていきたい。」とコメントしました。

NPO法人ひょうご消費者ネット 連絡先

〒650-0022 兵庫県神戸市中央区元町通6丁目7番10号 元町関西ビル3階
かげやま司法書士事務所内 NPO法人ひょうご消費者ネット事務局
TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7228
ホームページ <http://hyogo-c-net.com>

ひょうご消費者ネットの主な活動

- 2006年8月21日 生命保険協会に対して、生命保険の訪問販売でクーリング・オフを拒否している取扱いを是正するよう申入れ
- 2006年11月11日 シンポジウム「割賦販売法改正に向けて」開催
- 2007年3月2日 資格試験予備校11社に対して、中途解約を制限する条項の是正を申入れ
- 2007年6月5日 日本郵政公社に対して、汚損をした未使用切手の使用や交換をできないとする郵便約款を改善するよう申入れ
- 2007年9月8日 シンポジウム「こうすれば使える、消費者契約法」開催
- 2008年2月9日 シンポジウム「多重債務を生まない社会をめざして」開催

全国の適格消費者団体

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 特定非営利活動法人消費者機構日本 | (東京・2007年8月23日認定) |
| 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 | (大阪・2007年8月23日認定) |
| 社団法人全国消費生活相談員協会 | (東京・2007年11月9日認定) |
| 特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク | (京都・2007年12月25日認定) |
| 特定非営利活動法人消費者ネット広島 | (広島・2008年1月29日認定) |

適格消費者団体がすでに提訴した差止訴訟

- 3月25日、京都消費者契約ネットワークが賃貸住宅の定額補修分担金条項の使用差止めを請求
- 4月8日、消費者支援機構関西が、貸金業者の早期完済違約金条項の使用差止めを請求